

国民健康保険税について

市の国民健康保険に加入している方が病気やけがをして病院などにかかったときの医療費は、加入者の皆さんから納めていただいた保険税や国、東京都からの負担金と市の負担金などの公費で賄われています。

しかし、この医療費が年々増加し、市の財政状況が厳しくなっていることや、所得の低い世帯の保険税の軽減を拡大することなどに対応するため、平成22年度の保険税を次のとおり改正します。

なお、保険税の納入通知書は7月初旬に送付します。

▼医療分保険税率の改正

【表1】
▼医療分・後期高齢者支援金分の課税限度額引き上げ【表2】

▼所得の低い世帯の軽減割合の拡大【表3】

前年の所得が一定額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が軽減さ

※平成21年度中に離職した

方、平成22年度の1年間に限り、保険税額が軽減されます。

申請に必要なもの
雇用保険受給資格者証・印鑑

※高額療養費の所得区分を判定する際にも、前年の給与所得を100分の30(3割)とみなして判定します。

▼被扶養者の保険税軽減の延長

75歳以上の方が社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その方に扶養されていた65歳以上の方が国民健康保険に加入することになった場合は、保険税の軽減措置があります。対象となる方は、減免申請をしてください。

※この保険税の軽減期間が2年から「当分の間」に延長されました。

問合せ保険年金課保険年金係
☎551・1640

表1 医療分保険税率の改正

Table with 3 columns: 区分, 変更後, 変更前. Rows include 所得割, 資産割, 均等割, 平等割.

表2 医療分・後期高齢者支援金分の課税限度額引き上げ

Table with 3 columns: 区分, 変更後, 変更前. Rows include 医療分, 後期高齢者支援金分, 介護分.

表3 所得の低い世帯の軽減割合の拡大

Table with 4 columns: 所得金額が次の金額を超えない世帯, 軽減割合, 変更後, 変更前. Rows include 33万円, 33万円+24.5万円, 33万円+35万円.

年金だよ

●若年者納付猶予制度について

20歳代の方には、ご本人(配偶者がある場合はそれぞれ)の前年の所得が一定の基準以下であれば、申請により国民年金の保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」をご利用いただけます。

ご本人の所得が一定基準以下でも、同居する親(世帯主)の所得が一定額以上であるために保険料の免除制度が利用できない方は、こ

の制度をご利用ください。

保険料の納付が猶予された期間については、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれますので、

方が一のときは、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給され

た。ただし、老齢基礎年金額は、10年以内に保険料を納付(追納)しない場合、全額納付した場合に比べて受け取る額が少なくなります。

なお、納付を猶予された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の閲覧状況を同条第12項の規定に基づき公表します【平成21年度】

問合せ総合窓口課 ☎551・1595

Table with 4 columns: 閲覧申出者, 利用目的の概要, 閲覧日, 閲覧範囲. Multiple rows listing various survey requests and their details.

納付するときには、経過した期間に応じて納付猶予時の保険料に加算額が上乗せされます。

※学生のうちで国民年金保険料の納付が困難な方は学生納付特例制度をご利用ください。

問合せ保険年金課保険年金係
☎551・1670

●年金を受けている方が亡くなられたときは届出が必ずです

年金を受けている方が亡くなられたときは、「年金受給権者死亡届」を最寄

り、提出が遅れると年金がその

まま支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

問合せ青梅年金事務所
☎0428・3410、
ねんきんダイヤル ☎0570・051165

※IP電話・PHSからは
☎03・6700・1165

受付時間【月・金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【ただし月曜日は午後7時まで延長】

【第二土曜日】午前9時30分～午後4時